

『中津市商店街等共同設備補助金』

中心市街地における商店街のアーケード、街路灯、放送設備等の共同設備を、各商店街団体が修繕、改修する経費の一部を補助します。



■ 対象者

商店街振興組合、事業協同組合、商業者で組織された任意団体など

■ 対象経費

補助対象経費	補助率	補助限度額
次に掲げる共同設備の修繕又は改修費 (1) アーケード (2) 街路灯 (3) 放送設備 (4) 案内板又は掲示板 (5) 共同広場 (6) その他市長が認めたもの	補助対象経費の 1 / 2 以内	50万円 / 団体 (年1回を限度)

■ 対象外経費

- (1) 共同設備の新規設置費用（修繕又は改修に伴うものは除く。）
- (2) 共同設備の撤去費用（修繕又は改修に伴うものは除く。）
- (3) 共同設備の光熱水費用
- (4) 商店街等が事務所として利用する共同設備の修繕又は改修に係る費用
- (5) 県、市その他の公共的団体が交付する補助金の交付対象となっている共同設備に関する費用

■ 申請書類等

No.	提出する書類
①	補助金交付申請書（様式第1号）
②	商店街等の会員名簿
③	見積書、工事仕様書の写し（工事種別毎に内訳が必要）
④	箇所図
⑤	施工前の現況写真等
⑥	市税納付状況確認書

■ 申請期限

3月31日（ただし、予算額を超えた時点で受付終了となります。）

「お問合せ先」
中津市 商業・ブランド推進課
TEL:(0979) 62-9046(直通)